女性活躍推進法第 21 条に基づき、
令和７年度士別市職員の給与の男女の差異の情報を公表します。

特定事業主名：士別市、士別市議会、士別市教育委員会、士別市農業委員会、士別市監査委員、士別市選挙管理委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８７．３　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	７３．２　％
全職員	８２．３　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部局長・次長相当職	０．０　％
課長相当職	９８．５　％
課長補佐相当職	９５．６　％
係長相当職	９６．４　％

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	８０．１　％
３１～３５年	９０．８　％
２６～３０年	９６．５　％
２１～２５年	９４．５　％
１６～２０年	８９．８　％
１１～１５年	７８．８　％
６～１０年	９６．８　％
１～５年	９３．７　％

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員は、男性職員が世帯主や住宅を所有者になっていることが多く、扶養手当や住居手当を受給していること、時間外勤務手当の受給者数に占める男性職員の割合が多いことが男女の差の主な要因となっている。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、勤務時間数が男性職員に比べ女性職員の方が少ないことが男女の差の主な要因となっている。

※　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

公表年月：令和 8 年 10 月